

入札参加資格者指名停止措置概要

商号又は名称	代表者	住 所	停止期間
新明和工業株式会社 流体事業部営業本部中国 支店	支店長 亀原 健司	広島県広島市南区東雲本町 2-21-26	令和7年5月30日から 令和7年8月29日まで (3箇月)

事 実 概 要	新明和工業(株)は、平成29年以降、特定エレベーター方式PS設置工事において、同業他社らと複数業務において受注業者を予め定めており、独占禁止法の規定に基づき公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令が出された。
指名停止の理由	松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱 別表第2第4号に該当 (独占禁止法違反行為) 4 次に掲げる建設工事等業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。
備 考	